

「高梁川流域地域資源活用推進事業」プロモーション・展示即売会等業務 公募型プロポーザル実施説明書

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「高梁川流域地域資源活用推進事業」プロモーション・展示即売会等業務

(2) 業務目的

高梁川流域圏の地域資源について事業テーマを設定し、プロモーション、展示即売会等を実施し、高梁川流域圏の地域資源の活用を推進し、「高梁川流域市町」の知名度を向上させることにより、地域経済の循環・活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「「高梁川流域地域資源活用推進事業」プロモーション・展示即売会等業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託契約期間

委託契約締結日～令和8年3月31日（月）

(5) 事業費

4,930千円 以内（消費税額及び地方消費税を含む）

2 応募の要件

(1) 民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、倉敷市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 応募受付日時点で、倉敷市から指名停止の措置を受けていないこと。

（契約締結の日までに、倉敷市から指名停止の措置を受けた場合、プロポーザルへの参加、あるいは契約を辞退すること。）

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 国税、岡山県税、倉敷市税に滞納がないこと。

(6) 参加表明書及び添付書類に虚偽の記載がないこと。

3 公募型プロポーザル実施スケジュール

事 項	期 間
募集周知及び プロポーザル実施説明書の交付	令和7年6月16日（月）から 令和7年6月27日（金）まで
参加表明書の提出期限	令和7年6月27日（金）17時15分
質問受付期限	令和7年6月30日（月）17時15分
質問回答	令和7年7月 2日（水）までに回答
企画提案書の提出期限	令和7年7月14日（月）17時15分
プレゼンテーション・選考	令和7年7月17日（木）午前
選定結果の通知	令和7年7月18日（金）
契約の手続＜予定＞	令和7年7月18日（金）以降＜予定＞

4 応募手続等

（1）公募型プロポーザル実施説明書・仕様書等の交付

① 交付期間

令和7年6月16日（月）から令和7年6月27日（金）まで

② 交付方法

倉敷市ホームページ上で交付する。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/business/contract/1013065/1014314/1018157.html>

（2）参加表明書の提出

公募型プロポーザルに参加を表明する者は、次の内容に従い、期限までに「「高梁川流域地域資源活用推進事業」公募型プロポーザル参加表明書」に必要書類を添付して提出すること。

① 提出期限

令和7年6月27日（金）17時15分 必着

② 提出場所

倉敷市商工課（倉敷市役所本庁舎2階）

③ 提出方法

持参、郵送による（FAX、電子メールでの提出は不可）。

持参による受付時間は土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

④ 提出部数 1部

⑤ その他

本社が支店・営業所へ参加表明書の提出や契約等の業務を行う権限を委任する場合は、必ず委任状を添付すること。

5 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 提出期限

令和7年6月30日（月）17時15分 必着

(2) 提出場所

倉敷市商工課（倉敷市役所本庁舎2階）

(3) 提出方法

別紙「質問書」により直接持参・郵送・FAX・電子メールで提出すること（期日必着）。持参による受付時間は、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までとする。ただし、FAXまたは電子メールの場合は、必ず上記受付時間内に電話等で送信した旨伝え、着信したことを確認すること。

(4) 質問回答

令和7年7月2日（水）までにFAXもしくは電子メールにて回答。なお、質問の内容によっては、回答できない場合がある。

6 企画提案書の提出

別紙「企画提案書の提出について」に「企画提案書」を添え、次の内容に従い、事業費積算見積書（代表者印を押印の上、「倉敷市長」あてとしたもの）を添付して提出すること。提出様式は問わないが、「高梁川流域地域資源活用推進事業」プロモーション・展示即売会等業務企画提案書（案）」に記載した内容を最低限の内容として含めること。また、文書の補完のために写真、イラスト等を用いることも可とする。

(1) 提出期限

令和7年7月14日（月）17時15分

(2) 提出場所

倉敷市商工課（倉敷市役所本庁舎2階）

(3) 提出方法

持参による（郵送、FAX、電子メールでの提出は不可）。

受付時間は、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

(4) 提出部数

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 企画提案書の提出について | 1部（正本） |
| ② 企画提案書 | 6部（正本1部・副本5部） |
| ③ 事業費積算見積書 | 6部（正本1部・副本5部） |
| ④ 会社概要 | 6部 |

※「副本」とは「正本」を複写したもの

(5) 書類選考

提案者の数が3を超える場合には、書類選考を行い、プレゼンテーションの対象を概ね3以内の提案に限定する場合がある。

(6) その他

提出する提案は、1 提案者につき 1 案とし、企画提案書提出後の追加及び変更は認めない。

7 企画提案書プレゼンテーション・選考

提案内容のプレゼンテーションを実施し、選考委員が当該事業に最も適した最良の提案をしたものを本事業の受託候補者として選定する。

(1) 実施日

令和7年7月17日（木）午前

(2) 場所

倉敷市役所 西側第2分室 210会議室

(3) 所要時間

1 提案者につき35分以内（説明20分、質疑15分）とする。

(4) プレゼンテーションの順及び開始時間

企画提案書受理の先着順とする。（開始時間は、後日通知する。）

(5) その他

- ① プレゼンテーションに際しては、提出した企画提案書のみを使用すること。また、プレゼンテーション時の追加資料の提出は認めない。
- ② 出席できない場合は、企画提案参加の意思がないものとみなす。

8 受託候補者の決定・公表

(1) 審査方法

- ① 複数の選考委員で構成する審査会において、プレゼンテーションを実施の上、別に定める審査基準により、提案書等の内容を審査し、受託候補者を選定する。

※ 評価基準については、別紙「「高梁川流域地域資源活用推進事業」プロモーション・展示即売会等業務公募型プロポーザル評価基準」を参照

- ② 事業者の企画提案書及び事業費積算見積書とプレゼンテーション内容を総合的に評価し決定する。なお、審査内容、審査経緯については公表しない。
- ③ 最優秀提案者を受託候補者とし、受託候補者との契約が成立しない場合は、次点のものを受託候補者とする。
- ④ 提案者が1社の場合も選定基準を満たしていた場合、受託候補者とする。
- ⑤ 審査員全員の合計得点が満点の6割（採点基準の「普通」に相当）に達していないなど、選定に妥当性が認められる企画提案がないと判断されるときは、選定しないことも可能とする。

(2) 審査結果の通知方法

令和7年7月18日（金）17時15分までに、参加表明書の提出者へFAXもしくは電子メールにて通知を行う。なお、選出結果に対する異議等は一切受け付けない。

9 委託契約等について

- (1) 8において選定されたものと交渉を行い、内容について合意の上、別途関係法令等により契約手続を行い、契約書を交わす。
- (2) 当該業務を進めるにあたり、選定された企画提案書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく、選定者と協議して変更することができるものとする。

10 その他

- (1) 提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (2) 企画提案書の作成及び提出、プレゼンテーション等に関して必要となる経費については、提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、プレゼンテーションの前営業日（令和7年7月16日（水））までに、「「高梁川流域地域資源活用推進事業」プロモーション・展示即売会等業務公募型プロポーザル参加辞退表明書」により市へ報告すること。
- (4) 参加表明書及び企画提案書が次の条件の一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。
 - ① 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない参加表明書および企画提案書
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない企画提案書
 - ③ 虚偽の内容と認められる記載がされている企画提案書
 - ④ 関係者に関する工作等不正な活動を行ったと認められる場合
 - ⑤ その他、不適切と判断された場合
- (5) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。
- (6) 見積金額が異常に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不適当と認められる場合には、当該提案者から説明を求める場合がある。
- (7) 本企画提案に係る提出物は、本事業の審査以外では一切使用しない。ただし、採用提案は除く。また、第三者等に開示することは出来ないこととする。
- (8) 本業務を委託する相手方の決定については、選出業者を対象として市の内部手続を経た上で決定されるもので、提案者の選出結果をもって本業務を委託する相手方を決するものではない。

11 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

倉敷市文化産業局商工労働部商工課くらしき地域資源推進室（担当：大河内）

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地（倉敷市役所本庁舎2階）

TEL：086-426-3406 FAX：086-421-0121

E-mail：cmind-01@city.kurashiki.okayama.jp